

宮城県における「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の  
P D C A サイクルの取扱いについて（案）

## 1 まち・ひと・しごと創生法の目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

## 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略について

・国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、実情に応じ策定（努力義務）。

・定める事項は、おおむね以下のとおり。

①都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

②まち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向

③その他、施策の実施に必要な事項

## 3 宮城県における、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制

昨年11月に知事を本部長とする「宮城県地方創生推進本部」を設置するとともに、外部有識者からの意見を反映するため、1月と3月に総合計画審議会を開催。10月に公表予定。

## 4 総合戦略におけるP D C A サイクルの基本的な考え方

・基本目標ごとに成果に係る数値目標を、施策ごとに重要業績評価指標（K P I）（※）を設定する。

※K P I（Key Performance Indicator）。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

・できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置する。

・検証機関は、数値目標及びK P I の達成度を検証する。

・検証機関は、必要に応じ、住民の意見聴取等を行い、また、総合戦略の見直しの提言を行う。

## 5 宮城県における、P D C A サイクルの取扱い（案）

・検証機関として、宮城県行政評価委員会（政策評価部会）を活用する。

・検証は、現在の政策評価・施策評価と一連のものとして行う。